

広島県告示第五百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

法第百四条第二号に掲げる漁業

区 域	区 分
倉橋西部区域（倉橋西部漁業協同組合の地区）	一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	二 総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業
	三 瀬戸内海機船船びき網漁業
	四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業